



道保第 4 2 6 号  
平成 2 3 年 9 月 2 1 日

社団法人熊本県建設業協会  
会 長 橋口光徳 様

熊本県土木部長



道路異状箇所の情報提供について(依頼)

平素より本県の道路行政について御理解、御協力賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、道路における異状箇所の発見は、基本的には道路管理者による定期的なパトロールにより把握していますが、その他には地元住民や道路利用者又は市町村等からの通報により補修を行っています。

しかしながら、近年、道路網の整備により交通量が増大している中で道路施設の老朽化が進んでいる状況です。特に路面状況は天候等により日々変化するものであり、必ずしも通行上の支障箇所が的確に把握されていない場合もあります。

そこで、この度、日常的に道路を利用されている事業者の皆様をはじめ、多くの県民の方々に道路における異状箇所について情報提供をお願いする取組みを実施することとしました。

貴職におかれましては、本取組みの趣旨を御理解のうえ、別紙内容についての所属会員への周知や周知ポスターの掲示、通報シールの配布等について御協力いただきますようお願いいたします。

熊本県土木部道路都市局  
道路保全課管理班  
宗像、武藤  
TEL:096-333-2495

道路異状箇所の情報提供の内容について（お願い）

【熊本県土木部道路都市局道路保全課】

1 目的

皆様が日常業務等で発見した道路異状箇所を、迅速な補修等適正な管理に活かすために、情報提供をお願いするものです。

2 情報提供の範囲

- (1) 運転業務中などにおいて発見した道路の異状の状況（穴ぼこ、落下物、倒木、その他障害物）の情報提供をお願いします。
- (2) 情報提供は、県管理道路を目的とするものの、国道、県道、及び市町村道の区別は問いません。

3 情報提供の方法

異状箇所を発見した場合、速やかに以下の電話番号に通報をお願いします。

- 道の相談室・緊急通報ダイヤル #9910

【参考】

#9910は、国土交通省が運営している緊急通報制度であり、県及び市町村が管理する道路に関する通報も一元的に受け付け、それぞれの道路管理者に連絡されます。